

「西区ふれあい福祉推進事業」助成金交付要綱

制定 平成15年3月26日西福第301号（区長決裁）

最近改正 令和5年2月16日西福第1331号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、「西区ふれあい福祉推進事業」実施要綱（平成15年西福第301号）第2条に規定する、ふれあい福祉活動（以下「ふれあい福祉活動」という。）を行う地域住民主体の団体（以下「団体」という。）に対しての助成金交付に関して必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（助成対象団体）

第2条 この要綱における助成対象団体は、ふれあい福祉活動を行うために、区内の自治会町内会を区域として地域住民が結成した団体とする。

（助成金額）

第3条 助成金額は、本人の同意を得られた次のものを助成対象世帯（以下、「見守り対象世帯」という。）としてその数を基に助成基準額を算出し、その助成基準額に活動開始時期に応じた割合を乗じたものとする。なお、対象となる世帯は次の各号に定める。

- (1) ひとり暮らし高齢者の世帯
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 日中ひとりになる高齢者がいる世帯
- (4) 高齢者と障害者の世帯
- (5) 障害者のみの世帯
- (6) その他、地域が見守りを必要と判断した世帯のうち、区長が認める世帯。

2 前項に定める助成基準額は、別表1に定める。

3 助成基準額は、年度当初に申請のあった見守り対象世帯数に応じて算出する。

4 第1項に規定する活動開始時期に応じた割合は、別表2に定める。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、ふれあい福祉活動に係る経費のうち、次の各号に定める。

- (1) 事務費（消耗品費、印刷費、通信費等）
- (2) 会議費（会場使用料等）
- (3) ふれあい福祉活動に伴う経費
（対象者への啓発物品等購入費、対象者の交流を目的とした行事等の開催費等）
- (4) その他

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

（申請の手続）

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき、別表3で定める

期日までに、西区ふれあい福祉推進事業助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

- 2 前項で定める申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 団体の規約
 - (2) 個人情報取扱規約
 - (3) 会員名簿
 - (4) 見守り対象者名簿
 - (5) 西区ふれあい福祉推進事業活動計画・収支予算書(第2号様式)
- 3 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が申請書への記載を省略させることができる項目は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号から第4号までに規定する書類とする。
- 4 前項第1号及び第2号に定める書類は、内容に変更が生じない限りにおいて原則継続して利用できるものとし、区長は添付を省略させることができる。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、第5条の規定による申請があった場合には、補助金規則第6条第1項に基づき、速やかに交付の可否を決定する。

- 2 区長は、助成金の交付を決定した場合は、補助金規則第8条に基づき、西区ふれあい福祉推進事業助成金交付決定通知書(第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知する。
- 3 区長は、助成金を交付しないことを決定した場合は、補助金規則第6条第3項に基づき、西区ふれあい福祉推進事業助成金不交付決定通知書(第4号様式)により、その旨を当該団体に通知する。

(助成金の支払)

第7条 前条第2項に規定する通知を受けた団体は、補助金規則第18条第1項の規定により、西区ふれあい福祉推進事業助成金交付請求書(第5号様式)及び交付決定通知書の写しを、区長に提出する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の支払請求があった場合は、補助金規則第17条の規定により、事業目的を達成するために、助成事業の完了前に当該団体に助成金を全額支払うことができる。

(申請の取下げ期日)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定による申請の取下げ期日は、当該団体が第6条第2項及び第3項の通知を受けてから、15日後の日とする。

(活動実績及び精算報告)

第9条 補助金規則第14条第1項に基づき、助成金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績について、上半期分を当該年度の10月末日までに、下半期分を次年度4月末日までに、次の各号に定める書類により区長に報告しなければならない。

- (1) 西区ふれあい福祉推進事業活動報告書(第6号様式の1)

(2) ふれあい福祉活動票(第6号様式の2)

- 2 補助金規則第14条第1項に基づき、助成金の交付を受けた団体は、年度終了後1か月以内に助成金の精算等を行い、西区ふれあい福祉推進事業収支決算書(第7号様式)により区長に報告しなければならない。

(助成金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による助成金額確定通知は、西区ふれあい福祉推進事業助成金額確定通知書(第8号様式)により行う。

- 2 補助金額が確定した場合において交付額に余剰が生じると認めるときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(交付決定の付帯条件)

第11条 この助成金の交付の決定は、次の条件が付される。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けなければならない。なお、その場合、助成金の交付を既に受けているものは、西区ふれあい福祉推進事業中止(廃止)申請書(第9号様式)並びに第9条第1項及び第2項に規定する書類を、速やかに区長に提出しなければならない。
- (2) 活動の継続が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 区長は必要があると認めた場合は、団体の活動内容や書類及び帳簿等について、調査し又は報告を求め、必要な措置を講ずることができる。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 区長は、助成金の交付決定を受けた団体が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、この要綱に基づく助成金の交付決定を取り消し、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金規則第19条の規定に該当した場合。
 - (2) 第11条第1項の規定による、事業の中止又は廃止を区長が承認した場合。
- 2 前項第2号により助成金の返還を求める場合は、第3条に基づき別表2で定める活動開始時期を元に返還額を算出する。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定による関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成29年3月8日から施行する。
- 11 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 13 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項）

助成基準額＝基礎額（20,000円） ＋加算額（1,200円×助成対象世帯数） ※年間に一度も活動がない場合は、助成対象世帯の 対象外となる。
--

別表2（第3条第4項）

活動開始時期	割合
第1四半期	100%
第2四半期	80%
第3四半期	60%
第4四半期	30%

別表3（第5条）

活動開始時期	提出期日
第1四半期	5月末日
第2四半期	8月末日
第3四半期	11月末日
第4四半期	2月末日

西区ふれあい福祉推進事業助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）

西 区 長

（申請者）団体コード

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

だれもが安心して暮らせる地域社会の形成を目的として、別紙活動計画書に基づき、次の活動を実施したいので、横浜市ふれあい福祉推進事業補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び「西区ふれあい福祉推進事業」補助金交付要綱を遵守します。

1 活動名

ふれあい福祉活動（ひとり暮らし高齢者等への見守り・訪問活動）

2 実施期間

年 月 日から 年 月 日

3 助成を受けたい額

¥ _____ . _

4 添付書類

- (1) ふれあい会組織の規約
- (2) 会員名簿
- (3) 見守り対象者名簿

西区ふれあい福祉推進事業活動計画・収支予算書

団体コード

団体名

担い手数	名											
活動対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者世帯 ・高齢者のみ世帯 ・上記以外の見守っている世帯 	世帯 世帯 世帯										
	} 本人の同意を得た世帯											
収支予算	収入 円 支出 円											
収入の部	内訳 <input type="checkbox"/> 西区ふれあい福祉推進事業活動助成金 (円) <input type="checkbox"/> その他: (円)											
計		円										
支出の部	<table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">項目名</th> <th style="text-align: right;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務費（消耗品費、印刷費、通信費等）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 会議費（会場使用料等）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ふれあい福祉活動に伴う経費</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名	金額	<input type="checkbox"/> 事務費（消耗品費、印刷費、通信費等）	円	<input type="checkbox"/> 会議費（会場使用料等）	円	<input type="checkbox"/> ふれあい福祉活動に伴う経費	円	<input type="checkbox"/> その他		
項目名	金額											
<input type="checkbox"/> 事務費（消耗品費、印刷費、通信費等）	円											
<input type="checkbox"/> 会議費（会場使用料等）	円											
<input type="checkbox"/> ふれあい福祉活動に伴う経費	円											
<input type="checkbox"/> その他												
計		円										

団体コード
ふれあい会名

様

西区長

西区ふれあい福祉推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました西区ふれあい福祉推進事業助成金については、次の条件を付けて交付することと決定したので、通知します。

1 助成金額

¥ _____ . -

2 交付時期

年 月 日までに交付します。

3 交付条件

- (1) この助成金は、「西区ふれあい福祉推進事業」実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 「西区ふれあい福祉推進事業実施要綱」及び「西区ふれあい福祉推進事業助成金交付要綱」の諸規定を遵守してください。
- (3) 活動の遂行が困難になった場合においては、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 上半期、下半期及び活動中止時には、活動報告書を提出し、また、会計年度末及び活動中止時には、助成金を精算し、収支決算書を提出してください。
- (5) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (6) 虚偽その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (7) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

第4号様式（第6条第3項）

第 号
年 月 日

団体コード
ふれあい会名

様

西区長

西区ふれあい福祉推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました西区ふれあい福祉推進事業助成金については、不交付と決定したので通知します。

（不交付の理由）

西区ふれあい福祉推進事業助成金交付請求書

年 月 日

(申請先)

西 区 長

(申請者) 団体コード

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

印

標記助成金を次のとおり請求します。

¥ _____ . _____

(振込先)

金融機関・支店名 _____

預金種目 _____ ① 普通 _____ ② 当座 _____

口座番号 _____

.....(フリガナ).....

口座名義 _____

請求者は、以下に記名、押印をお願いします。

上記口座番号に振り込みをお願いします。

請求者（ふれあい会代表者）氏 名 _____ 印

(留意事項) 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

第6号様式の1（第9条第1項第1号）

西区ふれあい福祉推進事業

活 動 報 告 書

年度 半期
年 月 日

団体コード

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

ふれあい福祉活動票（第6号様式の2）により、報告します。

ふれあい福祉活動票 _____ 枚

ふれあい福祉活動票(令和 年度 半期分)

対象者の 名前		ふれあい会名
		担当者氏名

●注意事項● ボールペンで記入。修正箇所は二重線のみで修正。(修正液等不可)

月	見守り活動(目安:1回/週)	訪問活動(目安:1回/月)	理由(複数可)
月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 退会
月	メモ		
月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 退会
月	メモ		
月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 退会
月	メモ		
月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 退会
月	メモ		
月	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 退会
月	メモ		

- 年度途中でふれあい会を退会する場合は、その旨を記入してください。
- 対象者の状態が悪くなるなど、福祉・保健サービスが必要な場合は、直ちに民生委員等に連絡してください。

西区ふれあい福祉推進事業収支決算書

年 月 日

団体コード

団 体 名

収 入 _____ 円

支 出 _____ 円

収入の部

項 目	金 額	内 訳
助 成 金		年度 西区ふれあい福祉推進事業活動助成金
計	円	

支出の部

項 目	金 額	内 訳
計	円	

第8号様式（第10条）

第 号
年 月 日

団体コード
ふれあい会名

様

西区長

西区ふれあい福祉推進事業助成金額確定通知書

年 月 日に活動報告書及び収支決算書の提出のありました 年度西区ふれあい福祉推進事業助成金について、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

助成金確定額

¥ _____ . -

第9号様式（第11条第1項第1号）

西区ふれあい福祉推進事業中止（廃止）申請書

年 月 日

（申請先）

西 区 長

（申請者）団体コード

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました西区ふれあい福祉推進事業について、次のとおり中止（廃止）したいので申請します。

1 中止（廃止）時期

2 中止（廃止）の理由